

質 問 回 答 書

番号	質問事項	回答・指示事項
1	発注仕様書の6頁において、排ガスの一酸化炭素濃度の基準値として「30ppm（4時間平均値）」と記載がありますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について（公布日：平成9年9月30日，衛環251号）」の「2維持管理基準（9）排ガス中の一酸化炭素の濃度」に「規則第4条の5第1項第2号ルの規定に基づく排ガス中の一酸化炭素の濃度が、酸素濃度12%換算値に換算した1時間平均値で100ppm以下となるよう燃焼管理を行うこと。」と指示されています。「100ppm（1時間平均値）」も基準値として追加してもよろしいでしょうか。	「100ppm（1時間平均値）」の基準値の追加とします。
2	発注仕様書の17頁において、「2. 保証事項」の保証範囲が明確にされておりません。本工事範囲に限定しているという理解でよろしいでしょうか。	保証範囲は、本工事の対象範囲に限ります。
3	発注仕様書の20頁において、「1. 保証期間（4）保証期間中に生じた設計・施工及び材質ならびに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は、受注者の負担にて速やかに補修・改造または取替を行わなければならない。また、この場合の保証期間は、修繕等が終了し、検査が合格した時点から1年間とするが、この期間が当初の保証期間内である場合は、当初の保証期間内とする。」とありますが、保証期間が当初の保証期間から延長となるのは、設計・施工及び材質ならびに構造上の欠陥に伴い補修・改造または取替を行った部位に限定しているという理解でよろしいでしょうか。	保証期間の延長対象としては、当該機器設備等の修繕等を行った補修・改造部位のみとします。

変更指示事項		
さしま環境管理事務組合ごみ処理施設建設用地周辺地域の環境保全に関する協定書に基づき変更		
	当初内容	変更内容
1	発注仕様書6項排ガス基準 一酸化炭素「30ppm（4時間平均値）」	一酸化炭素「30ppm（1時間平均値）」
2	発注仕様書7項振動基準 昼間 AM7：00～PM8：00 夜間 PM8：00～AM7：00	昼間 AM6：00～PM9：00 夜間 PM9：00～AM6：00